

郷土四市の地域を結び、繁ぐ

税と繁栄

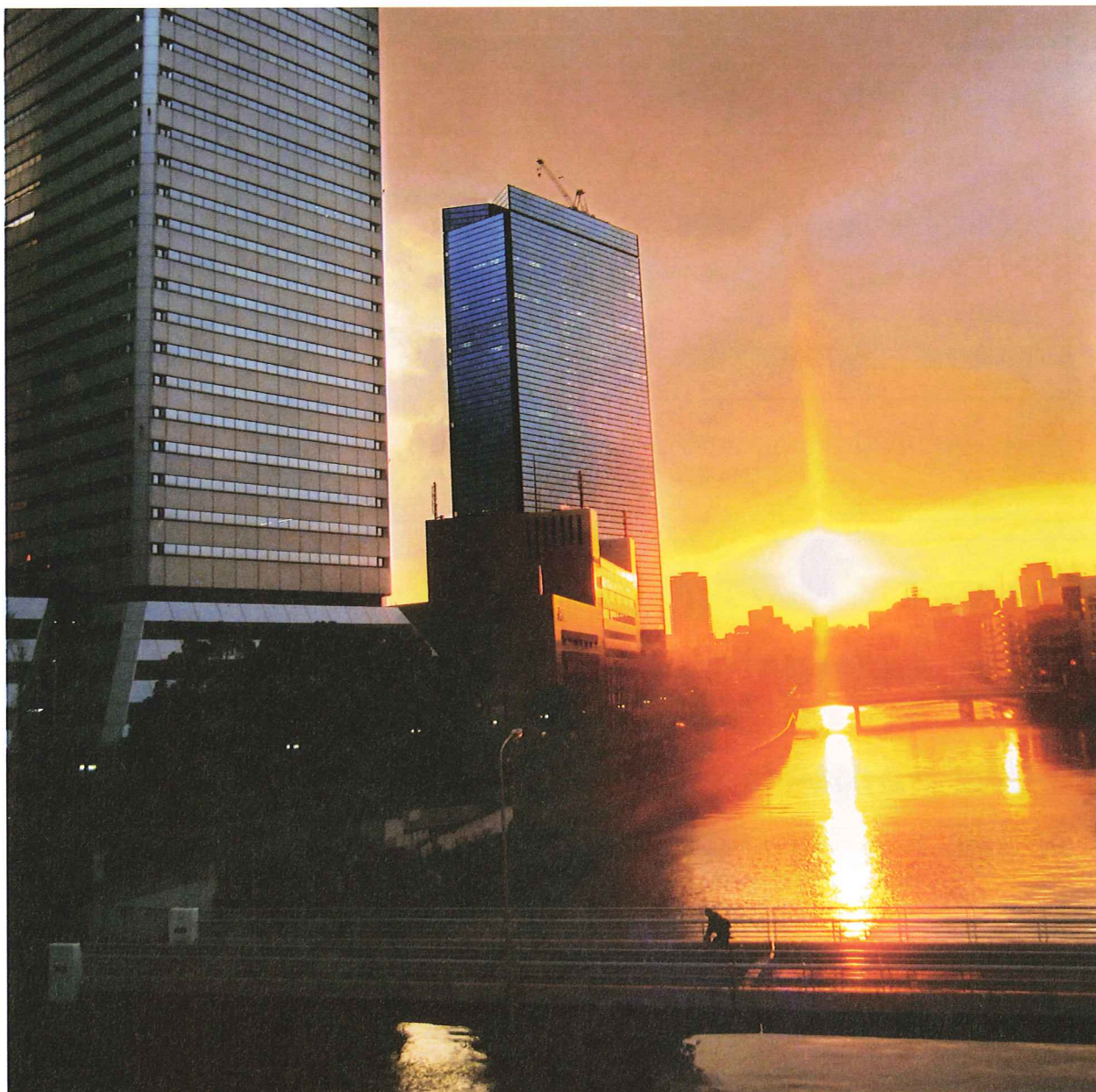
公益社団法人 門真納税協会
(守口市・門真市・大東市・四條畷市)

235号

2012年(平成24年)2月10日号

確定申告特別号

所得税の確定申告は**3月15日(木)**まで
個人事業者の消費税の確定申告は**4月2日(月)**まで



会員増強活動にご協力を

会員一人が一人(一社が一社)を仲間に!!

〜〜〜 会員みんなで入会勧奨活動を展開しましょう。〜〜〜

納税協会は昨年4月から「公益社団法人」として新たにスタートしました。健全な納税者団体としてより高い公益性を有した活動を継続するためには、一人(一社)でも多くの仲間を結集し、組織と財政基盤を強固にする必要があります。どうか会員の皆様方全員での入会勧奨にご支援ご協力をお願いいたします。

申告と納税は期限内に

地区相談会場

個人事業者の方のご相談は各地区会場にて行います!!

会場	開催日程	受付時間
守口地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月23日(木)・24日(金) 2月27日(月)・28日(火)	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00
門真地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月17日(金) 2月20日(月)~22日(水)	
大東地区 大東市立市民会館(3階中会議室)	2月29日(水)~3月2日(金)	
四條畷地区 四條畷市商工会館(2階研修室)	2月22日(水)・23日(木)	

※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。

※会場には、申告される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

無料相談所

納税協会では、下記日程で相談所を開設致します。

期間 **平成24年2月16日(木)~3月13日(火)** (土、日、祝日を除く。)

※但し、2月19日と2月26日の日曜日に限り開設いたします。

受付時間 **午前10時~11時30分、午後1時~3時**

会場 公益社団法人 門真納税協会 会議室

会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。



会員の皆様だけの特典!

2月16日(木)から3月13日(火) 納税協会での相談

ご希望日時をご連絡いただいた方につきましては、速やかに相談をお受けします。(土、日を除く)

但し、2/19、2/26の日曜日に限り開設します。

※当日の相談内容により、お待ちいただく場合もございます。



☎06-6908-0631

会員の皆様へ

適正申告にご協力を。
是非添付して提出して下さい。

門真納税協会 個人会員シールの添付について

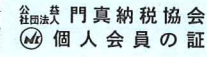
所得税の確定申告書提出期限が近づいてまいりました。

当協会では、門真税務署のご了承を得まして、門真納税協会個人会員の皆様方の申告にあたりましては、「門真納税協会個人会員証」シールを貼付することにいたしました。

つきましては、生命保険料控除や社会保険料控除などの添付書類台紙に「門真納税協会個人会員証」シールを貼付してご使用下さい。

なお、「青色申告決算書」及び「収支内訳書」にはシールを貼付しないで下さい。

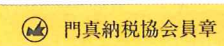
平成 年分の所得税の確定申告書 **添付書類台紙**

住所 (全 国 共通 番号)	フリガナ 氏名
⑤ のりしろ 源泉徴収	
 門真納税協会 個人会員の証	
④ のりしろ 社会保険料控除関係書類 小規模企業共済等掛金	
③ のりしろ 生命保険料控除関係書類	
② のりしろ 地震保険料控除関係書類	

門真納税協会 法人会員シールの添付について

当協会では、門真税務署のご了承を得まして、門真納税協会法人会員の皆様方の申告にあたりましては、「門真納税協会会員章」シール用意しております。

申告にあたりましては、法人税申告書、別表4(上部左端)に貼付してご使用下さい。

 門真納税協会会員章

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

区分	金額	単位	保	保
①	円	円	円	円
1 当期利益又は当期欠損の額				
2 損金の額に算入した法人税(所得税を控除)				
3 損金の額に算入した道府県民税(電子証明書を提出し、又は電子証明書を提出の義務を免除された道府県民税)				
4 損金の額に算入した道府県民税(電子証明書を提出し、又は電子証明書を提出の義務を免除された道府県民税)				
5 損金の額に算入した納税控除				
6 税引控除額(法人税、道府県民税、市町村民税、固定資産税、住民税等)				
7 減価償却の償却総額				
8 役員給与の損金不算入額				
9 交際費等の損金不算入額				
10				

e-Taxをご利用の方

e-Taxでの申告時における所属納税協会名の入力について下記の通りご入力ください。

- ①所得税(青色申告)・・・「所得税青色申告決算書」の加入団体名欄
- ②所得税(白色申告)・・・「収支内訳書」の加入団体名欄
- ③法人税……………「法人事業概況書」2頁の「加入組合等の状況」欄



を準備して、e-Taxで所得税の確定申告をすると、

最高4,000円の税額控除
(ただし、19年分から23年分の申告で1回のみ)

国税庁ホームページから電子申告

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

☎0570-015901

e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

こんな方は**確定申告**の必要があります

確定申告の義務がある人は、個人事業主の人、サラリーマンの方で年収が2000万円以上の方、年末調整を行っている方で他に副収入のある人、不動産所得のある方、株取引を行っている方等です。

個人事業主の方は収入額や経費、控除額などを元に自分で税金の申告を行わなければなりません。

サラリーマンの方は前年度の収入から予め毎月の給料から税金が天引きされています。

また、払いすぎた税金を還付するには年末調整を12月に行い、個人事業主とは時期をずらして行っています。

サラリーマンの人でも年収が2000万円を超える場合や、副収入がある方はその分を自分で確定申告しなければなりません。

また、年末調整で受けられない控除も自分で確定申告し、税金を還付してもらいます。

サラリーマンは、次のような場合には、原則として**還付申告**をすることができます。

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの取得などをしたとき
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 特定支出控除の適用を受けるとき
- (7) 多額の医療費を支出したとき
- (8) 特定の寄附をしたとき



領収書は**必ず**保存してください。

医療費控除の適用を受けるための要件



1

医療費の支出を証明する書類（領収書）の提出が必要となります。領収書は捨てずに保存してください。

2

納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が適用となります。

3

その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であることが条件になります。

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高200万円）です。

1年間に支払った
医療費の総額

—

保険などで
補てんされる金額

—

10万円又は所得金額の5%
(どちらか少ない金額)

=

医療費控除額
(最高200万円)

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」で申告書が作成できます。

www.nta.go.jp

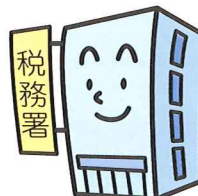
確定申告

検索

作成が
終わったら



インターネットで
送信



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。